「社会保障協定の一層の締結促進を求める」について

中村　志保（なかむら　しほ）
社団法人日本貿易会　総務グループ主任

1．はじめに

日本貿易会は、日本経済団体連合会、日本在外企業協会と3団体連名にて、要望「社会保障協定の一層の締結促進を求める」を取りまとめ、2006年10月17日、政府・与党首脳ならびに国会関係委員会委員長に提出した。また併せて3団体は、10月17日に厚生労働者年金局長、23日には外務省領事局長への陳情を行った。

これまで、当会では人事委員会（委員長：占部利充 三菱商事㈱人事部長）が中心となり、1999年9月に「諸外国との年金（社会保障）協定の早期締結」を外務・厚生両大臣に要望して以来、関係省庁・団体とも連携しながら、その実現に向けて積極的な活動を展開してきたところである。

このような経済界からの強い要望を受けて、政府も交渉を進めた結果、これまでにドイツ、英国、韓国、米国との協定が発効した。また、表1のとおり今年度中に発効予定のベルギー（2007年1月発効）、フランス、来年度中発効見込みのカナダを含めると、わが国の社会保障協定締結国は7ヵ国となった。

表1　日本の社会保障協定締結状況

協定相手国	
ドイツ	2000年2月に協定発効
英国	2001年2月に協定発効
韓国	2005年4月に協定発効
米国	2005年10月に協定発効
ベルギー	2005年2月に協定署名（2007年1月1日発効予定）
フランス	2005年2月に協定署名（2006年度中発効予定）
カナダ	2006年2月に協定署名（2007年度中発効目処）
豪州	2007年1月署名予定
オランダ	現在交渉中

しかしながら、表2の主要国の社会保障協定締結国数と比較して、貿易立国、投資立国であるわが国として7ヵ国はあまりにも少ない。したがって、諸外国との協定締結を一層促進すべきであるという観点に立って、今回の要望書の取りまとめに至った。

2．「社会保障協定」の必要性

そもそも、「社会保障協定」はなぜ必要なのか。経済活動のグローバル化に伴って、わが国企業は世界規模で活動を展開しており、海外に長期滞在する民間企業関係者の数は年々増加している。

外務省の2005年度海外在留邦人数統計（2006年9月発表）によると、2005年、全世界に在留している日本人の数は、戦後統計史上初めて100万人を突破するに至った。そのうち、海外に長期滞在する日本人は70.2万人（永住者を除く3ヵ月以上の滞在者）、さらにこのうち、わが国企業から海外に派遣されている民間企業関係者は39.7万人（家族含む、本人は21.7万人）となっている。一方、1985年の海外在留邦人総数は48.1万人、うち長期滞在者は22.9万人（家族含む）、永住者は24.9万人であった。この85年を最後に長期滞在者と永住者の数が逆転し、86年以降、長期滞在者の数は右肩上がりに年々増

表2　主要国の社会保障協定締結国数

（2006年2月）

	国数		国数
フランス*	48	ドイツ*	26
カ ナ ダ	45	英　国*	25
イタリア*	34	米　国	21

（注）*上記の他にもEEA諸国との間に社会保障協定に関するEC規則が適用されている

図1　海外在留邦人数

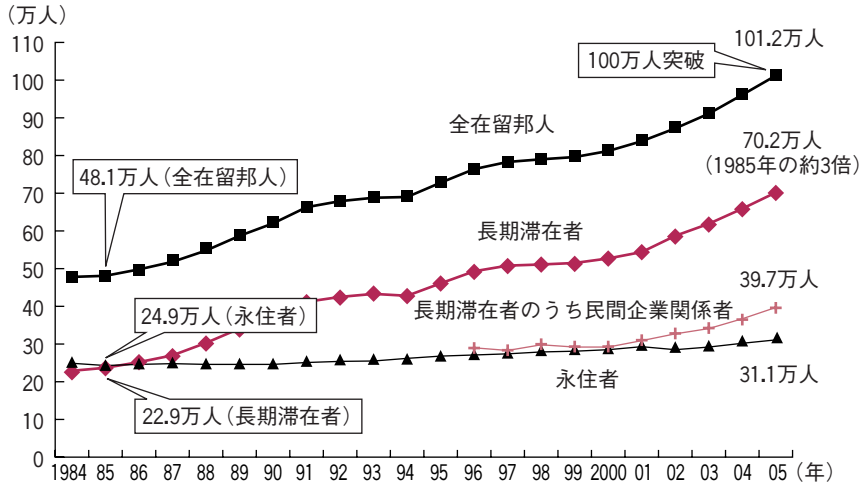

（出所）外務省「海外在留邦人数調査統計」

加している。これは85年の「プラザ合意」後の急速な円高によって、生産コストの低い海外へ工場を移転する日本企業が急増したことが大きく寄与していると思われる。

こうして年々増加している民間企業関係者であるが、海外駐在員の中には日本と駐在国の双方の年金制度等に加入し、保険料を二重に負担しなければならない場合がある。また、駐在期間が短い場合には当該国での年金受給資格を得ることができず、保険料が事実上掛け捨てになってしまう場合がある。ほとんどの場合、これらの保険料は企業が負担している。このような保険料の二重払いは、わが国企業にとって大きな負担となるばかりでなく、国際競争力を減退させる要因の一つともなりかねない。

こうした問題を解決するのが、二国間社会保障協定と言われるものであり、同協定を締結することで、年金等の社会保障制度への二重加入が回避できる。この二重加入の回避は、駐在員の駐在期間に応じて調整される。具体的には、駐在期間が原則5年以内の場合には駐在国での制度加入が免除され、5年超の場合には本国での制度加入が免除される。このように駐在期間によって、いずれか一方の制度に加入することになる。

なお、米国との協定発効による保険料の節減効果は年間610億円とも試算されている。さらに、協定が締結されている7ヵ国合計では、同849億円もの社会保険料の二重払いが回避できると見込まれている。

他方、駐在国の制度へ加入し、自国制度への加入が免除される場合であっても、原則として加入期間を相互に通算することができる。このため、駐在国における年金加入期間が受給資格基準を満たしていない場合であっても、本国での制度加入期間と通算し、基準を満たせば、将来、年金保険料の掛け金に応じた駐在国の年金を本国で受け取れるようになり、保険料の実質的な掛け捨て問題は解消されることになる。日米協定ではこの措置が過去に遡（さかのぼ）って適用されることは、特筆される。

3．社会保障協定の締結国の拡大

2002年9月に今回同様、3団体連名にて要望「社会保障協定の早期締結」を取りまとめ、わが国政府に対し、社会保障協定の早期締結を要

表3　これまでの当会の要望活動

1999年 9 月	諸外国との年金（社会保障）協定の早期締結
2002年 9 月	社会保障協定の早期締結を求める（3団体）
2005年 1 月	社会保障に関するフランスならびにベルギーとの協定の発効に向けた国会審議を求める
2006年10月	社会保障協定の一層の締結促進を求める（3団体）

望してきた。長年の経済界の懸念であった米国との協定が2005年10月に発効したことで、欧州の一部の国を除き主要国との協定にほぼ目処が立った。

今回、社会保障協定の一層の締結促進を目的として、本年春にASEAN、EU、中南米の24ヵ国を対象に、現地日本人商工会議所等の協力を得て、社会保険料の二重払いの実態調査を行った。その結果、回答を得た19ヵ国のうち13ヵ国について社会保険料の二重払いや掛け捨て等の問題が生じていることが判明し、回答中には協定の早期締結を求める現地の切実な声が多くあった。特に、社会保険料の二重払い規模の大きい国は、イタリア、チェコ、ブラジル、スペイン等であった（P.64要望の別表ご参照）。一方、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、チリについては、社会保障制度への加入が免除されているか、または加入が任意であることにより、二重払いは生じていないようである。

4．国内包括特例法の整備

現在は各国と協定署名後、国会において協定の承認審議と、これと並行して協定と厚生年金保険法等関係国内法との調整を行うための国別の特例法案に関する審議が必要である。そのため協定発効までかなりの期間を要する。社会保障協定を速やかに発効させる観点より、現在、国別に行われている特例法案の審議に変えて、各国共通に適用可能な国内包括特例法を整備することを求めている。

社会保障協定の承認について審議する衆参両院の外務関係委員会では、昨今、経済連携協定（EPA）をはじめとする多くの重要議案が審議されている。

また、国内特例法を審議する厚生労働委員会では、国内の社会保障制度に関する重要法案の審議が目白押しである。ちなみに、2004年、日米・日韓社会保障協定に関わる国内特例法案の同委員会における審議が、国内年金制度の改正法案をめぐる国会の審議混乱により審議未了となりかねない局面があった。この局面は、国会の終盤において、衆議院厚生労働委員会→衆議院本会議→参議院厚生労働委員会→参議院本会議という一連の審議を実質5日間で行い、法案が可決されることによって回避された。同案が可決されず、1年先送りされれば、日米・日韓間にて二重払いとなっている合計620億円もの社会保険料が実質的に掛け捨てになる状況であった。

こうした事態を避けるため、その後、国会では参議院から審議を始める「参議院先議」の方式が採られるようになったところであるが、結果的には同議案が与野党全会一致の法案であっても、会期期末にならなければ可決されないといった状況に変わりはなかった。

このような中、かねてより経済界が関係省庁に強く要望してきた国内包括特例法の整備が実現すれば、協定の発効が円滑に進むことになる。

今回の要望書は、現地商工会議所等の多くの協力を得て取りまとめられたものであり、誌面を借りてあらためて御礼申し上げたい。